

ID: 3050

担当部署: 産業課

処分の概要	特定物資の売渡し命令(特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く。))で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 第4条 第2項		
法令番号	昭和48年法律第48号		
<p>【基準】</p> <p>法第4条第2項の規定による。 (売渡しに関する指示及び命令)</p> <p>第4条</p> <p>2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日